

伊東市議会平成 27 年 6 月議会の本会議場におけるマンダリンホテル跡地購入に係る議案審議の整理

■年月日 平成 27 年 6 月 22 日(月) *平成 27 年 6 月定例会

■議 題 平成 27 年度伊東市土地取得特別会計補正予算(第 1 号)

議員質疑	当局答弁(説明)	摘要
	<p>(総務部長：中村一人君)</p> <p>市議第 6 号 平成 27 年度伊東市土地取得特別会計補正予算(第 1 号)について説明いたします。議案 61 ページをごらんください。</p> <p>まず、条文より申し上げます。第 1 条は、歳入歳出予算の補正の定めで、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 1,000 万円を追加し、補正後の額を 2 億 1,020 万円といたします。第 2 項におきまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第 1 表歳入歳出予算補正によることと定めます。第 2 条は、地方債の定めで、法の規定に基づく地方債の起債の目的、限度額等は第 2 表地方債によることといたします。</p> <p>引き続き、補正予算の概要を説明いたします。事項別明細書 7 ページの歳出をごらん願います。第 3 款第 1 項第 1 目公共用地先行取得費の補正は、桜木町二丁目 675 番 5 ほか 10 筆 4,029.88㎡を生涯学習施設建設用地として購入するものであります。</p> <p>以上で歳出の補正の説明を終わり、続いて歳入について説明をいたします。事項別明細書 5 ページをごらん願います。第 4 款第 1 項市債第 1 目公共用地先行取得事業債は、生涯学習施設建設用地購入費に充当するものであります。</p> <p>以上、歳入歳出予算の補正の概要について説明いたしました。</p>	

	<p>引き続き、第2表地方債について説明いたしますので、議案64ページをお願いいたします。第2表は地方債の定めで、本表に掲げます事業費の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、限度額は2億1,000万円であります。</p> <p>説明は以上であります。よろしくお願いいたします。</p>	
<p>(杉本一彦君)</p> <p>この土地取得なのですが、生涯学習施設をつくるということなんですけれども、具体的には何の生涯学習施設か教えていただけますか。</p>	<p>(総務部長：中村一人君)</p> <p>現在のところ想定しておりますのが、生涯学習センター中央会館図書館の施設が築35年ということで相当老朽化をしております。また、駐車場も手狭で利用者の方に非常に不便をかけているということで、この中央会館図書館の代替用地がそもそも市内にあったらいいなという思いがございましたので、この辺の建てかえを主に考えてございます。以上でございます。</p>	
<p>(杉本一彦君)</p> <p>今、答弁の最初に現段階ではという話がありました。現段階ではということは、もしかしたら変わる可能性があるのかということが一つと、私なりの情報なんですけれども、かつてあそこの施設を壊すときに、今後ここがどういうふうになっていくのかという情報をとったときに、民間業者があそこを取り壊して分譲して販売していく旨の情報が、これが確かかどうかわかりませんが、そういった情報がありました。ここへ来て2億1,000万円で伊東市が取得するということになったわけなんですけれども、これはいつごろ取得するのだという方向性の話が決まったのか教えていただけますか。</p>	<p>(総務部長：中村一人君)</p> <p>まず施設整備の関係でございますが、先ほど答弁しましたように、現時点で中央会館図書館というのが主な検討の対象でございますが、これに固定することなく、今後こういった施設があつた場所に必要なのか、一番適しているのかということは時間をかけて検討していきながら、その時点で最適な施設を整備するという方向かと考えてございます。</p> <p>取得に至った先方との協議のタイミングの問題でございますけれども、昨年10月にあの土地を市内の業者が取得したということを情報として入手いたしました。あれだけの広大な土地が市内で手に入ればこれに越したことはなくて、もうこういった可能性もなかなかないのではないかとこともございまして、先方には昨年中に、もし譲っていただけるのであれば市のほうに優先的に譲っていただきたい、そういうふうな投げかけはしてございまして、実際には先方の意思が確認できたのが今年度に入ってということになってございまして、今回の補正</p>	<p>平成26年10月</p> <p>平成27年4月</p>

	で計上させていただいたという経過でございます。以上です。	
<p>(杉本一彦君)</p> <p>今のお話ですと、中央会館の代替地として購入したのだという話が最有力だと思うんですけども、私も、私以外にもこの本会議においては新図書館の建設等の要望等の話は確かに多くありました。あったけれども、これは大きな文化施策であり文化事業だと思うんですけども、そういった施設をつくるに当たっても、この場所でそういったものをやるのだという議論が一体どこでされたのかとか、かつては現図書館の場所も津波の心配があって、大事な書物が津波やそういったものに遭うと大変だから、そういったことも踏まえての新図書館の建設みたいな話もありましたけれども、いろいろな観点から考えて、あそこの場所に新図書館をつくるということにはまだまだいろいろ議論もあると思います。今回、文化振興基本条例というものもあって、その中を見ても、こういった大きな文化行政をやるに当たっては市民の声を聞いて配慮するという文言も入っています。そういった方向性でいろいろなことを考える上では場所をどこに建てるのかそういったものというのは、もっととっと議論があってしかるべきだと思うんですけども、あそこに新図書館を建設していくのだという議論がどこからどこまでの期間でされて、どういったところでされたのか教えていただけますか。</p>	<p>(総務部長：中村一人君)</p> <p>具体的にあの場所に図書館を移転するという検討はしてございません。ただ、あそこに土地を入手することができるということで、現時点では、今の図書館が手狭で建てかえが難しいという状況があるので、まずは図書館の建設用地として取得をするのだと。今後時間をかけて、あそこに何がふさわしいのかということ、市民の皆様も含めて検討をしていくということでございます。以上です。</p>	